

第16回入善町農業委員会議事録

令和3年11月9日午後1時30分から第16回入善町農業委員会が4F全員委員会室で開催された。

委員定数 18名 委員現在数 17名 欠員 1名

出席委員 16名

1番 五十里 章	2番 中陣 雄一	4番 森下 さゆり	5番 森下 吉光
6番 上田 幸嗣	7番 島瀬 康一	8番 細田 孝志	9番 小林 真一郎
10番 米山 義隆	11番 坪野 和夫	12番 鍋嶋 太郎	13番 永山 美和
14番 吉原 有二	15番 愛場 義豊	16番 田中 吉春	18番 長原 均

欠席委員 1名

3番 寺田 晴美

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

入善町農業委員会 事務局長	長 島 努
入善町農業委員会 係 長	腰 本 幸代
入善町農業委員会 主 事	上 原 祐里奈
入善町農業委員会 主 事	南 茂 和佳菜

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり

日程第1	会期及び議事日程の件
日程第2	議事録署名委員決定の件
日程第3	議案第57号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第4	議案第58号 農地法第5条の規定による意見進達について
日程第5	議案第59号 農用地利用集積計画の決定について
日程第6	議案第60号 農用地利用配分計画案に意見を付す件

議長（鍋嶋 太郎）

ご苦勞様です。先日の新聞にも出ましたが、町から農業者に対し、反当たり2,000円の補助があるという事で、これは県下でも町が初めてであり、農業者としては嬉しい限りであります。実は11月2日にあった富富富の戦略会議で、県知事と副知事にもこの補助をお話したところ、驚いておられるようでした。

話は変わりますが、全国農業新聞の一面に、福井県小浜市の「地域まるっと中間管理方式」が取り上げられていました。中間管理機構が地域全体の農地を受け入れ、地域の農家に渡すというもので、今後県外研修などで勉強できればと思っております。それでは、本日もよろしくお願いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは第16回入善町農業委員会を始めたいと思います。順序に従いまして日程第1、会期及び議事日程の件を議題といたします。会期を本日1日限りとし、日程は第1より第6の終了までといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしとの発言がありますので、会期を本日1日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

―― 議事録署名委員決定の件 ――

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第2、議事録署名委員決定の件を議題といたします。15番愛場委員と16番田中委員に決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしとの発言がありますので、ご両名に決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第3、議案第57号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第57号、農地法第3条の規定による許可申請について、次の通り許可申請があったので審議を求めます。今回は、1件の申請があります。

申請番号1番、農地の所在地は、入善町柵山新〇〇外1筆の計2筆で、台帳地目、現況地目はともに田、合計面積は1,895㎡です。

譲渡人は、入善町入膳〇〇の〇〇さん、譲受人は、入善町柵山新〇〇の〇〇さんです。

3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地はすべて耕作されており、農業を営むための農機具が揃っていること、該当農地は徒歩で1分以内であり、通作に支障は無いと見込まれること、耕作者本人が55年の農作業従事経験があることからみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号について、原則として農地所有適格法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における譲受人は個人であるため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号について、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号については、農作業に常時従事している者が、年120日にわたり従事していて、耕作の事業に必要な農作業に従事すると認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号については、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は、7,703㎡となるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号について、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号については、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

農業委員による意見書の確認印は、鍋嶋委員にいただいております。

以上1件です。よろしく申し上げます。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った私から補足説明をいたします。譲渡人と譲受人は親戚の関係で、譲渡人の引越しに伴い、農地を処分したいということで、申請に至ったとのこと。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第 57 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、原案どおり許可することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり許可することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第 4、議案第 58 号、農地法第 5 条の規定による意見進達についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第 58 号「農地法第 5 条の規定による意見進達について」次のとおり許可申請があったので審議を求めます。

申請番号 1 番。申請地は、入善町栲山〇〇外 2 筆の計 3 筆、台帳地目、現況地目ともに田で、合計面積は 5,988㎡です。

譲渡人は、入善町栲山〇〇の〇〇さん外 1 名で、譲受人は入善町入膳〇〇の〇〇です。

転用目的は「保育所敷地」で、契約内容は「所有権移転」です。

町では、1 小学校下 1 保育所を基本に、老朽化した保育所の統廃合を進めており、栲山、横山両保育所を統合整備し、令和 5 年 4 月の開所を予定しております。

新統合保育所は、桃李小学校の近隣であり、連携もとりやすく、また両地区の中心に位置することや交通の便も良いことから、総合的に判断し、当該地に保育所建設の計画をしています。

申請面積は、5,988㎡。併せて申請地に隣接する町有地（宅地 3,347㎡）も活用する計画であり、合計面積 9,335㎡となり、定員 130 人の保育所、園庭、駐車場として利用するために必要な面積です。

申請の農地の区分は、第 1 種農地ではありますが、転用目的が「保育所敷地」で、「土地収用法該当事業」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

生活排水は、申請地西側の町公共下水道に接続して処理するものとし、雨水排水は、駐車場部分に調整池としての機能を持たせ、排水量を調整したうえで、申請地東側の農業用排水路に排水します。

また、申請地は、令和3年8月30日に除外済であり、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきであると考えます。

農業委員による意見書の確認印は鍋嶋委員よりいただいております。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った私から補足説明をいたします。現場と書類を確認させていただき、汚水排水については問題ないと判断しました。雨水排水はオリフイスで対応するとのこと。排水先の水路に支障がないように配慮いただきたいと思います。

議長（鍋嶋 太郎）

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第58号、農地法第5条の規定による意見進達についてを、原案どおり県知事へ進達することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり県知事に進達することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第5、議案第59号、農用地利用集積計画の決定について、及び日程第6、議案第60号、農用地利用配分計画案に意見を付す件を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第59号、農用地利用集積計画の決定について。入善町から提出になった農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、その決定を求めます。令和3年11月9日提出、入善町農業委員会会長、鍋嶋太郎。今回は、73件の申請となり、農地中間管理事業に関する申請もありますので、議案第60号「農用地利用配分計画案に意見を付す件について」を合わせて説明させていただきます。入善町から提出になった農用地利用配分計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、その意見を求めます。令和3年11月9日提出、入善町農業委員会会長、鍋嶋太郎。

農地中間管理事業において、農地中間管理機構は、農地中間管理権を有する農用地等について、権利の設定をするときは、農用地利用配分計画を定め、県知事の認可を受けなければなりません。その農用地利用配分計画を定める場合、機構が必要と認めるときは、町が案を作成し、農業委員会の意見を聴くものとする事となっております。別紙にて報告させていただきます。

まず、新規設定です。

入善地区はありません。

上原地区2件、3筆、4,198㎡

青木地区1件、2筆、6,028㎡

飯野地区11件、30筆、59,596㎡

小摺戸地区2件、11筆、27,686㎡

新屋地区 7 件、48 筆、68,707m²
 桐山地区 4 件、7 筆、19,483m²
 横山地区 4 件、16 筆、35,350m²
 舟見地区はありません。
 野中地区はありません。

以上、新規の合計は、31件、117筆、221,048m²です。

続いて再設定です。

入善地区 1 件、1 筆、872m²
 上原地区 2 件、2 筆、2,078m²
 青木地区 2 件、7 筆、11,781m²
 飯野地区 8 件、11 筆、12,044m²
 小摺戸地区 4 件、4 筆、4,501m²
 新屋地区 16 件、46 筆、85,705m²
 桐山地区 4 件、5 筆、6,771m²
 横山地区 2 件、2 筆、873m²
 舟見地区はありません。
 野中地区 3 件、4 筆、8,191m²

以上、再設定の合計は、42件、82筆、132,816m²です。
 新規、再設定合わせて、73件、199筆、353,864m²です。

次に許可要件の確認ですが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号については、これらの農用地利用集積計画は全て、入善町が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合していると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号については、利用権の設定等を受ける者は全て、農用地のすべてを効率的に利用して耕作し、かつ、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第3号については、利用権の設定等を受ける者は全て、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、適用はありません。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第4号については、全ての案件において、利用権の設定等を受ける土地について、利用権の設定等を受ける者及び所有権等の権利を有する者すべての同意が得られているため、該当すると考えます。

よって、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件のすべてを満たしていると考えます。

次に、農用地利用配分計画について、県知事が認可する要件の確認ですが、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項第1号については、これらの農用地利用配分計画の内容は、富山県が定める農地中間管理事業の推進に関する基本方針及び農地中間管理事業規程に適合していると認められるため、該当すると考えます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項第2号については、賃借権の設定等を受ける者は全て、農用地等について借受けを希望する者として公表されている者であるため、該当すると考えます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項第3号については、賃借権の設定等を受ける者は全て、賃借権の設定等を受けた後において、耕作の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行い、かつ、耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるため、該当すると考えます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項第4号については、賃借権の設定等を受ける者は全て、賃借権の設定等を受けた後において行う耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるため、適用はありません。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項第5号については、全ての案件において、賃借権の設定等を受ける土地ごとに、賃借権の設定等を受ける者の同意が得られているため、該当すると考えます。

よって、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件のすべてを満たし、県知事の認可を受ける見込みがあると考えます。
以上、よろしく申し上げます。

議長（鍋嶋 太郎）

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。
よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第59号、農用地利用集積計画の決定について、及び議案第60号、農用地利用配分計画案に意見を付す件を、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。よって、本案件は原案どおり決定することといたします。

議長（鍋嶋 太郎）

以上で本日の議題は全て終了いたしました。その他、何かご意見等はございませんか。それでは、事務局から何かありますか。

事務局

農業者年金について、加入推進者がいらっしゃる地区の方には加入推進者リストをお配りしました。委員からご本人に農業者年金制度を紹介していただき、その後は事務局へつないでいただければ幸いです。

例年実施している農業委員会と農業者の意見交換会の開催方法について、通常であれば町内全地区を対象に1度の開催としておりましたが、今年度はコロナ禍であること、また地域別の課題があると考えられることから、地区ごとの開催としたいと考えております。各地区にて、開催されるかどうかも含めてご検討いただき、事務局へもご相談いただければと思います。よろしく申し上げます。

議長（鍋嶋 太郎）

その他、何かご意見等はございませんか。

議長（鍋嶋 太郎）

では、特にご意見等がないようですので、これをもちまして第16回入善町農業委員会を閉会いたします。

次回は、12月3日金曜日、午後1時30分から行いますのでよろしくお願いいたします。

（閉会 午後2時10分）